

# 幕末期西蝦夷地高島場所における 現地労働力の存在形態

長谷川伸三

## はじめに

近世後期、蝦夷地における基本的な漁業生産組織である場所請負制の労働組織は、1. 番人、2. 雇い人、3. 二八取漁民の夫役、4. アイヌ人、より構成されていた。ここで番人は運上屋の常雇いで、番家守等の少数の管理人と稼ぎ方と呼ばれる労働者からなる。雇い人は運上屋に季節的に雇われる大工・船頭や漁師で、手間取りとも呼ばれていた。二八取漁民は浜中（はまじゅう）とも呼ばれ、場所に定住した一般漁民で、個別の漁業経営を許可された代償として、漁獲物の一部を二八役として運上屋に徴収されるとともに、鯨漁や鮭漁の最盛期やその加工の繁忙期、弁財船の入港時、家屋や蔵の普請時等に「手伝い」「人足」等の名で運上屋に動員された。これらの二八取漁民が運上屋に提供する労働は、その多くが有償であったとはいえ、場所内の浜単位で動員されることに示されるように、夫役的性格を持っていたとみられる。<sup>1)</sup>場所請負制の展開に即してみれば、運上屋による労働力編成のなかで、アイヌ人の比重がしだいに低下し、雇い人や二八取漁民の夫役の比重が増大する傾向にあったが、場所によっては幕末期にいたるまで、アイヌ人の労働力は無視できない要素であった。

小論では、幕末期西蝦夷地高島場所（現小樽市高島）の事例の分析を通して、アイヌ人の労働力が場所経営に果たした役割と、その家族形態の特質や人口減少

---

原稿受領日 1986年10月8日

1) 長谷川伸三「幕末期西蝦夷地における場所経営の特質—西川家高島場所の事例—」  
（地方史研究協議会編『蝦夷地・北海道—歴史と生活—』雄山閣出版、1981年）。

の要因を検討してみたい。主に分析の対象とした史料は、西川家（元高島場所請負人）文書のうち、文政4年～明治4年間の「御場所蝦夷人別調子書」、慶応2年「運上家諸用日記」等である。<sup>2)</sup>

## 1 高島場所の概況

西蝦夷地高島場所は石狩湾の西端に位置し、現在の小樽市色内・手宮・高島・祝津の海岸に相当する。場所請負人は近江八幡を本拠とする住吉屋西川伝右衛門で、西川家は宝暦頃から高島場所を隣接する忍路（オショロ）場所とともに請負い、明治初年におよんだ。高島・忍路両場所は、西蝦夷地では鯨漁に恵まれたいわゆる千石場所として知られていた。地形的にも、石狩湾のなかでは船の出入りや停泊に適した海岸であり、陸地も背後に低い丘陵を控え、その間に奥行は浅いが平坦な土地が連なっていた。

慶応4年（1866）の場所の概況は、場所内のタカシマに運上屋と付属の板蔵やアイヌ人の住居が集まっており、場所内のテミヤ・ポントマリ・ムマヤ・シクツシにはそれぞれ番屋が置かれ、さらにテミヤのシュマサンには通行屋が置かれていた。運上屋の番人は54人、うち支配人等幹部が5人、他は稼ぎ方で49人である。アイヌ人は11戸・38人である。運上屋の支配を直接受けない漁民（二八取）の戸口は、永住42戸・199人、出稼ぎ86戸・265人、合計128戸・464人である。<sup>3)</sup>また明治2年（1869）の永住・出稼ぎの戸口、合せて128戸・458人の地区別分布状況は、場所内のイロナイがもっとも戸口が多く、以下シクツシ・テミヤ・タカシマの順になっている（第1表）。運上屋の本拠があるタカシマには、運上屋の付属の施設が集中し、またアイヌ人の集落もあったため、二八

2) 小樽市博物館所蔵目録第6集『西川家文書目録』（小樽市博物館，1984年）参照。ただし、慶応2年「運上家諸用日記」は、同館の所蔵分の中には見出せなかったので、もっぱら越崎宗一編「西蝦夷地高島運上家日記（史料）」（同著『鯨場史話一郷土史ノート』北海道地方史研究会，1963年）を参照した。本学の前身の小樽高等商業学校の御出身で、すぐれた郷土史家であった故人の学恩に感謝する。なお西川（伝右衛門）家文書は、滋賀大学経済学部附属史料館と滋賀県立短期大学附属図書館にも所蔵されており、小論の作成に際しても参考にした。

3) 西川家文書，慶応4年「タカシマ場所引渡書上」小樽市博物館所蔵。

第1表 高島場所の和人の永住・出稼ぎ戸口

年 度	永 住				出 稼 ぎ				合 計			
	戸数	男	女	計	戸数	男	女	計	戸数	男	女	計
慶応4(1868)	42	122	77	199	86	168	97	265	128	290	174	464
明治2(1869)	76	168	129	297	52	106	55	161	128	274	184	458
イロナイ テミヤ タカシマ シクツシ	29	71	62	133	17	46	30	76	46	117	92	209
	17	33	24	57	14	20	6	26	31	53	30	83
	8	18	11	29	5	10	5	15	13	28	16	44
	22	46	32	78	16	30	14	44	38	76	46	122

〔史料〕 西川家文書、慶応4年「タカシマ場所引渡書上」・明治4年「高島郡御請負中諸調書上」小樽市博物館所蔵。

取漁民が割込む余地は少なかったものと思われる。

高島場所の南隣りは小樽内場所、小樽内は幕末期に西蝦夷地の支配・流通の拠点として和人の人口が急増し、慶応3年には550戸・2,308人に達するなど、小都市の様相を呈していた。こうした状況に対して、箱館奉行所は慶応元年(1865)、小樽内場所の場所請負人恵比須屋岡田家を解任し、村並という道南の和人地に準じた直轄地にしている。<sup>4)</sup>そのため高島場所の小樽内に隣接するイロナイ・テミヤは多少とも町場化していた。松浦武四郎の安政3年(1856)『竹四郎廻浦日記』によれば、ヲムマヤ(注一ムマヤ)からテミヤ・シュマサン・イロナイまでは、二八小屋が市町様に立ちならんで、小樽内との境になるウコバチ川(注一オコバチ川)に達すると述べている。特にテミヤヘツ(手宮の南部)は「二八小屋続き平地しばし行、此处酒屋、月代店(屋カ)、湯屋等まで有」とある。<sup>5)</sup>一方シクジシ(注一シクツシ)より西方の海岸は、赤岩の断崖が続き、二八取漁民の家も少なく、季節的に運上屋より漁師が派遣される程度であった。

4) 長谷川伸三「幕末の小樽と小樽内騒動」(津田秀夫編『近世国家の解体と近代』塙書房、1979年)。

5) 高倉新一郎編『竹四郎廻浦日記』上(北海道出版企画センター、1978年) p.435~437。

## 2 運上屋のアイヌ人対策

高倉新一郎氏は、蝦夷地のアイヌ部落（コタン）の変遷を、自然コタン・強制コタン・保護コタンに分け、これらの3類型は、民族的自立性を維持していたコタンが、和人の支配下に組み込まれていく過程に照応すると論じている。<sup>6)</sup> このことは高島場所でも跡付けることができる。松浦武四郎の安政3年（1856）『竹四郎廻浦日記』によると、高島場所のアイヌ人の戸口は、安政3年当時は「土人小屋19軒、人別71人（男41（ママ）人、女31人）有」であるが、文政5年（1822）の幕領より松前藩への「御引渡の時は41軒、189人（男103人、女86人）有しとかや」であった。また安政3年当時は、高島の運上屋がある小湾に、場所内の全アイヌ人の集落があった。

しかし、場所内では、シクジシ（シクツシ、現在の祝津）に「番屋一棟、雑蔵二棟、稲荷の社等。往昔は夷人小屋有しと、今はなし」、ラムマヤ（ムマヤ、現在の廐海岸）に「其少の浜には二八小屋多し。むかしは夷家五軒有りしと。今はなし」、テミヤヘツ（テミヤの南、現在の手宮）に「番屋一棟、雑蔵一、網くら一、板くら一棟、傍に弁天社有。むかしは夷家此处に式十軒程有しが、今は皆運上屋え引取りたり」とあり、少なくとも文政期以前には、場所内のシクツシ・ムマヤ・テミヤにも、アイヌ人のコタンが存在していたことを示している。<sup>7)</sup> しかし、これは自然コタンの状態ではなく、運上屋が場所内に数カ所配置した番屋の監視下に、アイヌ人を集住させていた段階を示すものであろう。その後アイヌ人の戸口の減少が進んだので、彼等を運上屋の近辺に一括して集住させるにいたったと思われる。

運上屋は場所内のアイヌ人を統轄していく上で、いくつかの対策を打出していた。その一つは、場所内の和人とアイヌ人との接触を極力避けるということであった。隣接する上下ヨイチ場所（請負人は林家）の例であるが、天保14年

6) 高倉新一郎「アイヌ部落の変遷」（同著『アイヌ研究』北海道大学生生活協同組合、1966年、初出は1940年）。

7) 高倉新一郎編『竹四郎廻浦日記』上（北海道出版企画センター、1978年）p.432～436。

(1843)「上下ヨイチ御場所年中行事記」(余市町林家文書)所収の〔御場所御法度九ヶ条〕の第3条に、「一、自分取夷人并雇の者、ヘカチ(注一セガチ、小童のこと)に至迄、食料数貯置候様精々可被聞候。猶蝦夷人共より聊成共飯料交易等致間敷候事。附り、当御場所ハ追鯨取数た入込の御場所に候条、夷人共浜中と親敷致間敷様、浜中へ嚴重に可申聞置事」とある。<sup>8)</sup>ただし、幕末期の高島場所では、アイヌ人と運上屋の番人・雇人や二八取漁民との接触を厳しく規制した様子は見られない。

他の一つは、春・秋2回のオムシャによる統制の強調である。オムシャでは、幕府の布告や場所の規則をアイヌ人に読み聞かせたあとで、彼等に酒食をふるまい、物品を分け与えて、運上屋への服属を強化させている。次に慶応2年(1866)高島場所での事例を「運上家諸用日記」より引用してみよう。まず春のオムシャは、小樽内役所の役人(幕臣)を招いて、2月15日に行われた。

「二月十五日 今日例年之通漁業前祝として、土人共へ清酒、運上家より差遣ス度旨御届、御出役願、出迎三半船・屋形船幕打、久次郎差出ス候事。土人水主・小使役壺人乗せ差遣し、九ツ半時頃御出役、伊沢様・平田様・藤田様、右御三人御出役被遊、定例之通。

土人共清酒四升ツツ行囊ニ入、通辞役之申聞ケ相済候事。

ナクト・ヲコエ・エリシコロ・エコウシマ・ヤンケ・ホントノ・サンタ  
以上七人

其余貸附、今日漁業用鯖さし、下帯様のもの貸附候事。」

4月24日のオムシャは、運上屋の3月20日の大火後の整理が一段落したことによる臨時的なものと思われる。松前より店長代理を迎えての行事であった。

「四月廿四日 御店代宗次様より、浜方若者一統へ、類焼見舞並ニ礼之詞申述ル。浜役三四郎・新兵エ・市右エ門・又吉・捨左エ門、浜中呼出し申述ル。畢而昼後土人ヲムシャ、

御店代宗次様・御支配人・番家々々守・通詞申聞ル

今度外用ニ而罷下り候義無之、此度タカシマ所方火、小家一同焼失ニ付、

8) 余市町史編集室編『余市町史』第1巻、資料編1(余市町、1985年) p.810。

場所表も唯心配之事ニ存じ、准兵エ留守中ニハ候得共、御詰合様御窺、並ニ土人心付ケのため罷下り候。一統心ヲ用ひ、是迄之通撫育いたし候間、随而漁業其外、都而御主意相貫き候様可致候。右之段平土人一統申聞ル。畢而遣ス品、

清酒貳樽 惣土人四拾三人江

玄米八斗六升 惣土人男女小兒差別なく 壹人ニ付貳升ツツ

手拭壹本 永代帳壹本ツツ 役土人 ナクト・エリシコロ・ヤンケ 右三人江 〆

手拭壹本ツツ 男女惣土人四拾人へ 但役土人除キ 如此差遣ス候事」

なお秋のオムシャは、8月24日に行われ、運上屋はアイヌ人たちに、清酒・煙草・縫い針・料理等を与えている。運上屋はオムシャ以外にも、年始・節句、船の浜出し、漁期の開始と仕上げの時期、大漁時等に、アイヌ人を集めて、清酒や品物を与え、酒や餅をふるまって、彼等の運上屋への帰属感を強めさせている。その際、役付きのアイヌ人や功績のあったアイヌ人を他のアイヌ人より手厚くもてなして、彼等のあいだに競争意識をもたせもしている。

ところで、幕府は箱館の開港にともない、安政2年(1855)東西蝦夷地を松前藩から上知させ直轄地とするが、その際場所請負人に対して次のような方針を打出している。それは、場所請負制は存続させるが、アイヌ人の取扱いに関して「人別并に御手当方」は箱館奉行所の直支配にする、しかし、運上屋がアイヌ人を使役することは出先の役人に願い出れば従来どおり認め、その際の賃米や撫育品は従来どおり運上屋で用意せよ、というものである。<sup>9)</sup>上記のオムシャに小樽内役所の役人が出張してくるのも、この方針に基づくものであろう。しかし、幕末期の高島場所における運上屋とアイヌ人の基本的な関係は、松前藩政下と本質的に同じであったと見られる。

9) 安政2年11月21日「箱館奉行支配組頭伺、奉行へ、東西蝦夷地請負人へ申渡の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書、幕末外国関係文書』第13巻、復刻版、東京大学出版会、1985年、元版は1920年刊、p.142~146)。

### 3 アイヌ人の人口減少と家族形態

高島場所のアイヌ人戸口は、各年の「御場所蝦夷人別調子書」によれば、文政5年(1822)の41戸・189人より、天保5年(1834)に28戸・130人に減少し、以後天保15年(1844)24戸・98人、嘉永6年(1853)19戸・77人、文久2年(1862)14戸・54人、慶応4年(1868)11戸・38人と漸減の一途をたどっている。なお1戸平均の家族数が、天保12年(1841)以前は4.5~4.8人だったのが、天保15年(1844)に4.1人に、安政3年(1856)に3.9人に減少し、以後も減少傾向が続いている(第2表)。このことからアイヌ人の人口減少の直接的な要因は、

第2表 高島場所におけるアイヌ人の家数・人数の変化

年次	西暦	家数	人数	男	女	一家平均人数	史料名
文政4午年	1822	41	189	103	86	4.6	タカシマ御場所蝦夷人別書上
天保5午年	1834	28	130	76	54	4.6	高しま御場所蝦夷人別調子控
天保8酉年	1837	25	119	69	50	4.8	高しま御場所蝦夷人別書上写
天保12丑年	1841	25	112	66	46	4.5	高しま御場所蝦夷人別調子書
天保15辰年	1844	24	98	59	39	4.1	御場所蝦夷人別調子下書
弘化4巳年	1847	20	81	48	33	4.1	御場所蝦夷人別調子下書
嘉永3戌年	1850	19	85	49	36	4.5	タカシマ御場所蝦夷家数人別書上
嘉永6丑年	1853	19	77	44	33	4.1	タカシマ御場所蝦夷人別並家数書上
安政3辰年	1856	18	70	40	30	3.9	御場所蝦夷家数人別書上
安政6未年	1859	18	64	35	29	3.6	土人家数人別書上
文久2戌年	1862	14	54	29	25	3.9	御場所土人家数人別書上
元治2丑年	1865	13	47	25	22	3.6	御場所土人家数人別書上
慶応4辰年	1868	11	38	21	17	3.5	高島御場所土人家数人別調子書
明治4未年	1871	7	25	16	9	3.6	後志国高島郡高島村土人戸籍写

〔史料〕 西川家文書、文政4年~明治4年「御場所蝦夷人別調子書」小樽市博物館所蔵。

家族数の減少、とくに子供の数が減少し、独身または老夫婦のみの家が増大することに求められる。第2次幕領期には、アイヌ人に対する政策が、一方的収奪から一定の保護政策と同化政策に転換されるが、高島場所では、アイヌ人の人口漸減を食い止めることはできなかったようである。

次にアイヌ人の家族形態に関しては、各年の「御場所蝦夷人別調子書」では、

いわゆる単婚小家族の形態が一般的であるが、血縁複合家族や非血縁の同居人を複数含む家族もかなり存在する。各年の「御場所蝦夷人別調子書」の記載形式は、「人別帳」の形式であり、明治初年になると、戸籍簿の形式に整えられている。ただし、帳簿の記載形式は、領主側が和人の家族形態に即した人別書上げ（宗門人別帳より宗旨の記載を削除したもの）をアイヌ人に適用したものであり、アイヌ人の現実の家族形態をどの程度反映していたかは不明である。<sup>10)</sup>そこでアイヌ人の家族形態の実態に迫るには、少なくとも同一家族について、各年の記載を時系列的に追跡する必要がある。

ここではまず「御場所蝦夷人別調子書」の記載形式を紹介してみよう。天保5午年（1834）の「高しま御場所蝦夷人別調子控」の本文最初の部分は、下記の通りである。

「 覚	
惣乙名	平乙名
モシトモ	エンクロ
妻	妻
シンチ	クンタリ
悴	エンクロ弟
テツケシ	カメ
妻	妻
クエヘシ	シヨモ子
テツケシ弟	
ホンテケシ	ノ 男式人
ノ 男三人	女式人
女式人	
	」

以上のように、戸別に役名・続き柄・名前および男女の人数が記載されるという単純な人別帳である。巻末に家数・惣人数・男女数が記載され、さらに当

10) 海保洋子「蝦夷地の戸籍史料について—その成立と性格をめぐって—」（『北海道史研究』第22号、1980年）参照。



年の出生者・死亡者の名前と人数が記載されている。天保12丑年（1841）「高しま御場所蝦夷人別調子書」からは、年齢の記載が見られる。その本文最初の部分は、下記の通りである。

「 覚

一 惣乙名 イネタラ  
六拾九才

妻 ヲサンコトエ  
六拾九才

悴 ヤケクシ  
三拾四才

妻 アキノ  
廿式才

悴 マレヨ  
十三才

イネタラ弟  
ラルヘカチ  
五拾九才

メ 男四人  
女式人

」

この例では、血縁の二世代の夫婦に独身の弟が加わった家族形態を示している。さらに慶応4辰年（1868）「高島御場所土人家族人別調子書」を例示してみよう。

「 覚

一 惣乙名ナクト  
当辰五十八才

娘 ヤエトキ  
同三十才

以上式人内 男壹人  
女壹人

(中略)

土産取定九郎

当卯 (ママ) 式十一才

母 ホロメノコ

同 五十一才

定九郎弟弁五郎

同 十九才

同 徳 蔵

同 十六才

娘 おりよ

同 十三才

」

記載形式は変化していないが、若い世代に和風の名前が多いことに注目したい。最後に明治4年辛未(1871)9月の「後志国高嶋郡高島村土人戸籍」の本文最初の部分を紹介しておこう。

「 後志国高嶋郡高島村

第一番屋敷居住

惣小使

也武牙

辛未年三十四

妻 恵賀志羅麻

年三十四

男 阿倍呂

年 十九

実佐武多弟

弟 千牡計

年三十二

## 姪 恵倍於曾麻

年 十三

」

例示した家族も人数は少ないが、複合的な家族構成を示している。ところで、各年度の「御場所蝦夷人別調子書」に記載されている個々のアイヌ人の名前に、当時のアイヌ人と和人の関係が如実に反映している。たとえば天保10年（1839）までは、「マンチウ」「キンタマ」などという、一部の和人がアイヌ人を侮蔑的な態度で扱って付けたと思われる名前が見られる。一方、第2次幕領化直後の安政4年（1857）より、子供の名前に、漢字（男子）やひらがな（女子）で表示される和名が出現し、文久元年（1861）には当主名にも和名が現われている。これらの点に、幕府によるアイヌ民族の同化政策の一端を見ることが出来る。

高島場所のアイヌ人の全家族を時系列的に追跡した結果が第3表である。この表の表示方法は凡例を参照されたい。なお「御場所蝦夷人別調子書」の存在状態から、第3表に採用した年次をさらに上は天保5年（1834）まで、下は明治4年（1871）まで延長することと、間隔を6年（一部7年）より2～3年程度にすることも可能であったが、今回は時間と紙面の関係もあって、天保8年（1837）より慶応4年（1868）までの6年度、31年間に限定した。この結果によっても、幕末期のアイヌ人の家族形態の特徴と多様な相続形式を明らかにすることができるが、ここでは慶応4年まで存続した家族11戸の系譜を見てみよう（数字は第3表、天保8年の記載順番）。

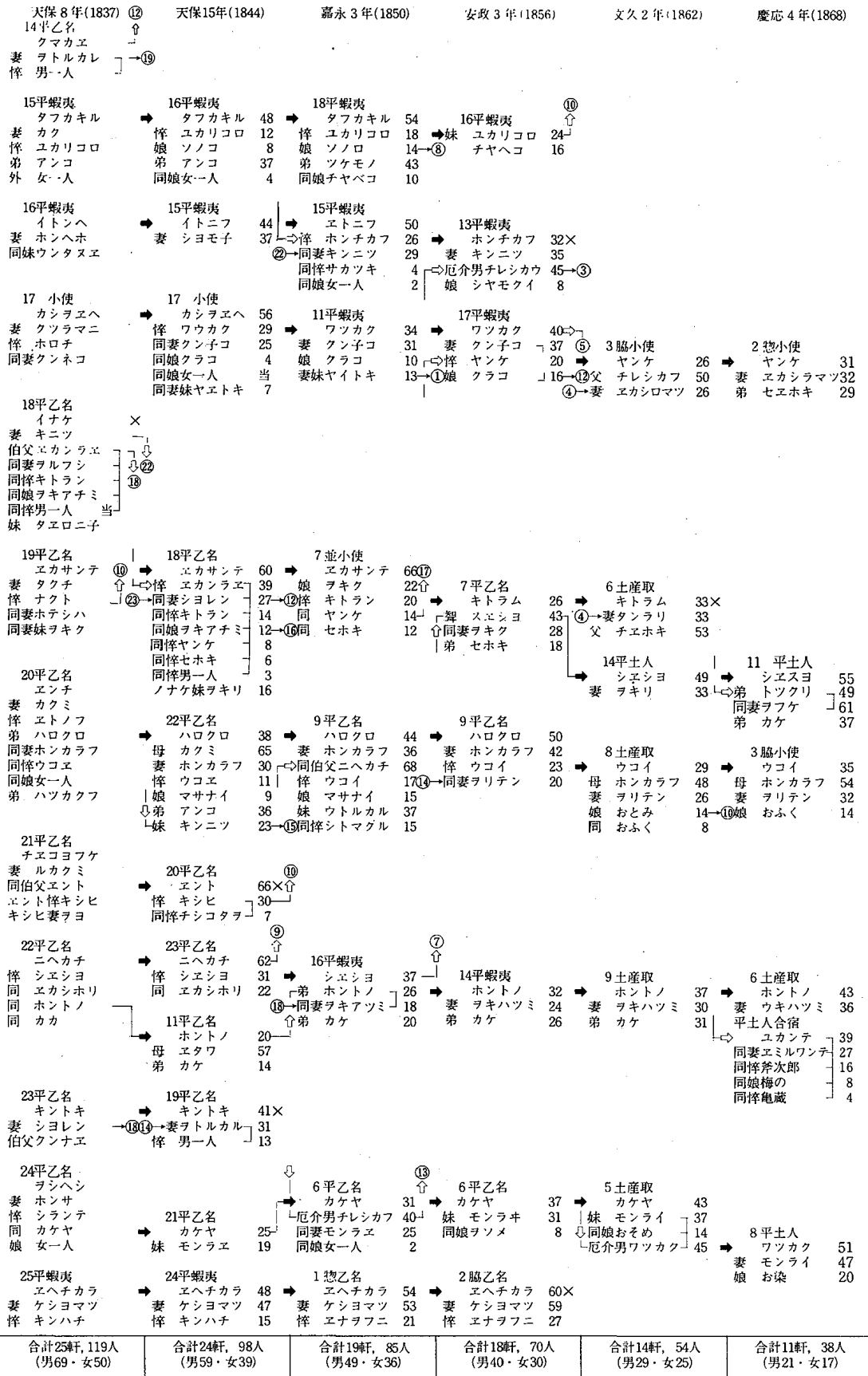
〔7〕平蝦夷トンビ（天保8）の家系は、忒の平蝦夷エソククロ（安政3）、孫の土産取文之助（慶応4）と続いている。〔12〕平乙名ホントロ（天保8）の家系は、忒の平蝦夷ハンハラキ（嘉永3）に相続され、慶応4年に続いている。〔20〕平乙名エンチ（天保8）の家系は、忒の平乙名ハロクロ（天保15）、孫の土産取ウコイ（文久2）に相続され、慶応4年に続いている。以上の3戸は、血縁あるいは非血縁の複合家族の形態の時期もあるが、概して単純な相続を示している。

〔3〕平乙名エンクロ（天保8）の家系は、弟の平乙名カメ（安政3）が独

第3表 幕末期高島場所のアイヌ人家族の構成と系譜

天保8年(1837)	天保15年(1844)	嘉永3年(1850)	安政3年(1856)	文久2年(1862)	慶応4年(1868)
1惣乙名 テツケシ 妻 クエヘシ 伴 男一人 母 シンチ	2小使 テツケシ 30 カフカセ 86 女一人 4	2脇乙名 テツケシ 36 タンラリ 15 カフカセ 14 エモキラフ 10	4平乙名 カフカセ 20 タンラリ 35 エカシロマツ 20 エモキラフ 15		
2小使 イネタラ 妻 ラサンコト 伴 ヤケクシ 同妻アキノ 同伴マレヨ 弟 ウルヘカチ	1惣乙名 イネタラ 72 ヤケクシ 37 同妻マキノ 25 弟 ウルヘカチ 62				
3平乙名 エンクロ 妻 クンタリ 弟 カメ 同妻シヨモ子	3平乙名 エンクロ 46 クンタリ 45 カメ 37	10平乙名 エンクロ 52 カメ 43 厄介男キシヒ 36 同子子供チシコタチ 13	10平乙名 カメ 49 厄介男キシヒ 40 同子子供チシコタチ 19	12平土人 チシコタツ 25 クン子コ 22 妻 クラコ 22 厄介男カメ 55	10平土人 チシコタツ 31 おとみ 20
4平乙名 トミルエケ 妻 ウコホエ 同母ラエサ 同妹ホンキチヨ 同弟キク 同妹女一人	4平乙名 トミルエケ 28 ウコホエ 22 妹ホンキチヨ 17 弟 キク 14 妹 ラリテン 9	14平蝦夷 トミルエケ 34 妹 ホシヒルカ 21 弟 シフラ 20 妹 ラリテン 14 弟 9	12平蝦夷 エカンテ 27 ホンヒルカ 27 ラタホエ 4	11平土人 ユカンテ 33 ミルワシテ 21 斧次郎 10 おかめ 4	
5平乙名 アシキ 妻 ヤツサカ 娘 カハル 弟 ラシトムシ 弟 トクリ	5平乙名 アシキ 40 ヤツサカ 62 カハル 40 オシトムシ 30 弟 トムリ 25	4平乙名 アシキ 46 弟 ラシトタシ 36 弟 トクリ 31 同妻ラフケ 43	5平乙名 アシキ 52 弟 ラシトムシ 42 弟 トツクリ 37 同妻ラフケ 49	13平土人 トツクリ 43 妻 ラフケ 55 兄 ラシトムシ 48	
6平乙名 シロマ相ノ 妻 タクチ 弟 トツカ子 同妹タンラリ 伯父サムンカ	6平乙名 シロマ相ノ 30 タクチ 64 弟 トチカ子 15 妹 タンラリ 13	5平乙名 シロマ相ノ 36 妻 ホロメノコ 33 娘 エカシロマツ 14 ラシマソシケ 12 エシロハンテ 9 ラヌ 5 伴 サダクロ 3 伴 男一人 2	3惣小使 シロマアイノ 42 妻 ホロメノコ 39 娘 ラリマサシケ 18 同ミルワシテ 15 弟 ラノ 11 伴 サタクロ 9 同ヘンケウ 8 同トサホウ 5 娘 女一人 当	4土産取 定九郎 15 母 ホロメノコ 45 弟 おその 17 弟 弁五郎 13 同 徳藏 11 妹 おりよ 7	4土産取 定九郎 21 母 ホロメノコ 51 弟 弁五郎 19 同 徳藏 16 妹 おりよ 13
7平蝦夷 トンビ 妻 マツ子カチ 伴 ホンチカフ 娘 女一人 母 ニタン	7平蝦夷 トンビ 52 伴 エソシクロ 23 同弟ホンチカフ 20	12平蝦夷 トンビ 58 伴 エソシクロ 39 同妻シヨレン 29 同伴モツココイキ 5 同娘女一人 当	11平蝦夷 エソシクロ 35 シヨレン 39 妻 モツココイキ 15 伴 女コキツヨ 29 同ツツコイ 9 同フンバリ 5 同ウントゴ 3 娘 女一人 当	2惣小使 エソシクロ 41 妻 シヨレン 44 伴 文之助 11 娘 おうみ 7	7土産取 文之助 17 妹 おとみ 13
8平蝦夷 マンチウ 妻 ヒルカ 伴 弟 エシヨシクロ 同妹 シユヤンケ 女一人	8平蝦夷 シユヤンケ 21 母 ヒルカ 62 妹 ホンヒルカ 15	13平蝦夷 シユヤンケ 27 母 ヒルカ 68 同妻ホンキチヨ 23 伴 トツコイ 3 娘 女一人 当			
9平蝦夷 キンタマ 伴 チコロエン 妹 エンホキ	9平蝦夷 チコロエン 34 妹 エンホキ 18				
10脇乙名 ラシヨロカク 妻 アンコ 同妻エヨマク	10脇乙名 ラシヨロカク 80 ナクト 34 同妻クラマニ 46	3惣小使 ナクト 40 妻 ヤツサカ 68 妻 クラマニ 51 伯父ラルヘカチ 68 娘 カハル 46	1惣乙名 ナクト 46 妻 ヤツサカ 73 妻 クラマ子 57 伴 ヤエレキ 30 同妻ヤエトキ 18	1惣乙名 ナクト 52 伴 ヤエレキ 36 同妻ヤエトキ 24	1惣乙名 ナクト 58 娘 ヤエトキ 30
11脇乙名 チヨシコ 妻 イタワ 伴 カンコ 同妻ラフケ	14平乙名 カンコ 42 妻 ラフケ 37				
12平乙名 ホンタロ 妻 エカマツ 伴 ハンハラケ 弟 ヤエレキ	12平乙名 ホンタロ 48 妻 エカマツ 53 伴 ハンハラケ 22 同 ヤエレキ 18 弟 カカエ 47	17平蝦夷 ハンハラキ 28 母 エカマツ 59 弟 ヤエレキ 24	15平蝦夷 ハンハラキ 34	10平土人 ハンハラキ 40 妻 ソノコ 26 伴 辰作 7 同 勝藏 4 同妻見ユカリコロ 30	9平土人 ハンハラキ 44 伴 辰藏 13 同 勝藏 10
13平乙名 エコシコフ 妻 テツカ 伴 シロレ 同 ユカンテ 同 トニマキコロ 厄介男チレシカフ 同妻ホロメノコ 同娘女一人	13平乙名 エコシコフ 67 妻 テツカ 53 伴 シロレ 23 同 ユカンテ 16 同 トニマキコロ 12 厄介男チレシカフ 34 同妻ホロメノコ 27 同娘エコシロマツ 8 同娘一人 6, 同娘一人 3	8平乙名 シロレ 29 母 テツカ 55 弟 ユカンテ 21 同 トニマキコロ 18	8平乙名 シロレ 34 母 テツカ 65 同妻ソノコ 20 弟 トニマキコロ 24	7土産取 シロレ 40 母 テツカ 71 同妻ソノコ 30 同妻オリマサシケ 24 同娘女一人 2	5土産取 エコランマ 36 妻 ラリマソシケ 29 娘 おかめ 10

幕末期西蝦夷地高島場所における現地労働力の存在形態



第3表 幕末期高島場所のアイヌ人家族の構成と系譜：凡例

記載順番と役名 年齢（当は当歳）

		4平乙名			
➡は前年度と同人 当主を基準の続き柄	➡	カフカセ	20×	×	当年度と次年度の間に断絶
	母	タンラリ	35	└	次年度12番の家に編入
⑨➡前年度9番の 家より嫁取り	⑨➡妻	エカシロマツ	20	↓	(編入先には右
	悻	男一人	当 ⑫	⑫	のように示す)
	妹	エモキラフ	15➡⑮	➡⑮	次年度15番の家へ嫁入り (嫁入り等も)

〔史料〕西川家文書、文政4年～明治4年「御場所蝦夷人別調子書」小樽市博物館所蔵。

身で相続したが、嘉永3年から同居していた厄介男キシヒの子供の平土人チシコタツ（文久2）に当主の座をとられ、カメの方が厄介男になっている。

〔6〕平乙名シロマ相ノ（天保8）の家系は、悻の土産取定九郎（文久2）が相続したが、嘉永3年に当主シロマ相ノの妻となっていたホロメノコは、天保15年以後平乙名エコシコフの厄介男チレシカフと別れ、娘3人を連れてきた女である。文久2年以降、母のホロメノコ以外は全員和名となっている。

〔10〕脇乙名ヲシヨロカク（天保8）の家系は、養子の惣小使ナクト（嘉永3）が相続しているが、ナクト自身は〔19〕平乙名エカサンテ（天保8）の悻で、天保15年ヲシヨロカクの家に入っている。ナクトは安政3年に今度は平蝦夷ハンハラキ（嘉永3）の弟ヤエレキと平蝦夷ワツカク（嘉永3）の妻の妹ヤイトキを夫婦養子の形で迎えている。

〔13〕平乙名エコシコフ（天保8）の家系は、悻の平乙名シロレ（嘉永3）、シロレの弟の土産取エコランマ（慶応4）に相続されている。この家の相続関係は単純であるが、天保8～14年の厄介男チレシカフの存在に注目される。彼には妻ホロメノコと娘が3人あったが、嘉永3年に妻をモンラエに替えて、妻モンラエの兄の平乙名カケヤの厄介男、安政3年には独身で、平蝦夷ホンチカフの厄介男になり、文久2年には脇小使ヤンケの父(?)となっている。

〔17〕小使カシヲエヘ（天保8）の家系は、悻の平蝦夷ワツカク（嘉永3）、ワツカクの養子の脇小使ヤンケ（文久2）に相続されている。ただし、ワツカク自身は文久2年独身で、土産取カケヤの厄介男になっている。ヤンケの

方も安政3年ワツカクの娘クラコの聳に入り、文久2年には平乙名カフカセの寡婦エカシロマツを妻にし、当主になっている。

[19] 平乙名エカサンテ（天保8）の家系は、孫の平乙名キトラム（安政3）が相続したが、文久2年以降キトラムの死亡により断絶したと思われる。キトラム自身は、平乙名ノナケ（天保8）の伯父エカンラエが平乙名エカサンテ（天保15）の家に夫婦養子で入った時の連れ子である。安政3年エカサンテの娘ヲキクに聳入りしたスエシヨが、文久2年には平土人シエシヨとして独立し、慶応4年に続いている。スエシヨ自身は、次記の平乙名ニヘカチの倅の平蝦夷シエシヨ（嘉永3）であり、この家の相続関係は複雑である。

[22] 平乙名ニヘカチ（天保8）の家系は、倅の平蝦夷シエシヨ（嘉永3）、シエシヨの弟の平蝦夷ホントノ（安政3）に相続されている。ただし、ニヘカチの倅ホントノは天保15年には平乙名として一時独立し、嘉永3年には平蝦夷シエシヨの家に戻っている。慶応4年には、平土人ユカンテが妻エミルワンテ（安政3年の惣小使シロマアイノの娘）と子供3人を連れて、土産取ホントノの家に合宿している。ユカンテは〔4〕平乙名トミルエケの系統で、安政3年にトミルエケの妹ホンヒルカに聳入りした男で、本来は〔13〕平乙名エコシコフの倅であった。したがって、ユカンテとホントノの間には血縁関係は無いものと思われる。

[24] 平乙名ヲシヘシ（天保8）の家系は、倅の平乙名カケヤ（天保15）に相続され、ついで〔17〕小使カシヲエへの系統から文久2年厄介男として入ってきたワツカクが、カケヤの妹モンライ（嘉永3年には例の厄介男チレシカフの妻であった）と夫婦になって相続し、慶応4年平土人ワツカクとして当主におさまっている。

ここでは説明を単純化するために、近代の日本人社会の家族概念で説明を加えてみたが、近代社会の通念では理解しがたい流動的な男女関係が、家族構成員の離合集散を引き起していると思われる。また厄介男とされる存在も、その系統をたどると、妹や娘がいる家族に身を寄せたり、夫がいない婦人の家に入りこんだりしている事情がわかってくる。ただ家族構成を複雑にした要因の一

つとして、複合的な家族構成の成立事情を見てみると、慶応4年のホントノの家の合宿人ユカンテのように、血縁関係が全くないと思われる場合もあり、人口の漸減を避けるための運上屋等による強制力が考えられる。

#### 4 アイヌ人の労働力編成

高島場所では、運上屋による漁場経営は、運上屋の直轄部分と3ヵ所の番屋が管轄する部分とに分かれていた。ここでは、運上屋の直轄下における、慶応2年(1866)1年間のアイヌ人の作業状況を第4表に示した。運上屋の主な作業を漁労・加工・船・運送・材木・山(仕事)・普請・(役所)御用・運上屋・雑の10項目にわけ、月別に一覧表にした。例によって「運上家諸用日記」により、3人以上が同じ日に同じ作業に従事すれば1件とした。アイヌ人と和人が同じ作業に従事した場合は、人数の過半を占める方に分類した。ところで慶応2年当時高島場所には、アイヌ人が11戸・44人(男23人・女21人)住んでいたが、一人前の労働力たりうる15歳以上、55歳以下の者は男18人・女15人、合計33人であった。<sup>11)</sup>一方後述のように、2～4月の3ヵ月間の鯨漁期に、サルのアイヌ人18人と白老のアイヌ人8人、合計26人の労働力が導入されている。したがって、第4表の2～4月の作業には、運上屋の直轄下に配置された導入アイヌ人14名が担った分も含まれている。

高島場所におけるアイヌ人の労働は、第4表に具体的に示したように、春先の雪切り(除雪)、山仕事(薪取り・木皮はぎ)、漁具製造、春の鯨漁期の加工作業(鯨つぶし・鯨さき・身欠ぬき等)、山菜取、夏の漁業(鮑突き・昆布取り)、小船による土石廻送、材木・薪の積取り、秋の鮭漁の手伝いや鮭の加工・収納、山仕事(茅刈り・薪取り)、冬の薪割り・薪積みと山仕事等である。これらの作業のうち、主に女子が行った作業は、冬期の雪切り・薪割り・わらたたき・網糸打ち、蔵の整備等運上屋周辺の雑用、山菜取り・木皮はぎ等の山仕事、役人宅への届け物の運搬等であった。もとより鯨漁の最盛期には、男女の別なく鯨つぶし・鯨さき・数の子選び・身欠ゆい等の加工作業に動員された。またア

11) 西川家文書、慶応2年「タカシマ御場所土人家数人別書」小樽市博物館所蔵。



第4表 慶応2年(1866)1~12月、高島場所運上屋の管轄下におけるアイヌ人の作業状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
漁 労	網打ち 1				夏漁場出漁 1 鮑突き 1	夏漁場出漁 1 昆布取り 1			大保網漁 1 網糸打ち 1		網糸打ち 1	
加 工		鯨つぶし 2	鯨釜たき 1	鯨つぶし 2 鯨さき 2 数の子選び 1 身欠ぬき 2	身欠結い 1 胴鯨結い 1 納屋おろし 1				鮭切り 1 鮭魚背負い 1	蔵に鯨背負い 2 鮭手かえし 1		
船										積込み手伝 1		
運 送	樫運び 1	魚運搬 1			石・土回送 2 荷物出納 2	石・土回送 1		三半船回送 1		土背負い 2 薪山へ飯米送り 1		歳暮運搬 1 薪山へ食料運搬 1
材 木	山材木出し 1 薪割り等 2	筋木取り 4		早切集め 1 材木積取り 2		材木・丸太積取り 1 薪積取り 2	丸太・早切積取り 1 薪積取り 6	薪積み 1		薪割り 1	薪割り 2 杉板配り 1	薪積み 1
山	ホントモ取り 1	ヤンケフ取り 3	木皮はぎ 7	木皮はぎ 1 山菜取り 1	ふき取り 1 柴等伐り 2	キムレ取り 1			茅・よし刈り 7	薪山見回り 1	薪伐り遣わし 1	
普 請	足掛打ち 1	蔵の整備 1	蔵普請 1									
御 用								役人接待 1		役人宅届け物 1	役人宅届け物 2	
運上屋					逃亡者探索 1 高札取付け 1						蔵片付け 1	
雑	雪切り 8 藁打ち 1	雪切り 1 藁たたき 1					午ぼう酒造り 1				寺の手伝い 1	粉はたき 1

〔注〕 数字は件数で、3人以上が同じ日に同じ作業に従事すれば1件とした。

アイヌ人と和人が同じ仕事に従事した場合は、人数の過半を占める方に分類した。

〔史料〕 慶応2年「運上家諸用日記」(越崎宗一〔1963〕所収)。

アイヌ人たちが何日も泊りがけで山に出かける時は女子も同行し、男子同様に山仕事や材木の運搬に従事したことはいうまでもない。

要するに、アイヌ人の労働は、1年間を通じて比較的単純な作業で、運上屋の経営から見れば補助的な仕事に向けられていた。しかし、アイヌ人に与えられた休暇は、新年・オムシャ（年2回）・祭礼等の他は、正月と12月に各7～8日にすぎず、とくに春期の鯨漁の3ヵ月余りは、鯨の加工作業に追い廻されている。一方、小船による薪・材木の積取りや薪取り・木皮はぎ等の山仕事は、アイヌ人だけで仕事場に泊りがけで出向き、和人の番人は1～2人が付添うか、時たま見廻りに来るだけで、アイヌ人達はかなり自主的に作業を進めていた。

次に第5表に、運上屋の直轄下における1年間の作業件数とそのなかでのアイヌ人および二八取漁民が分担した件数を示してみた。<sup>12)</sup>表中の「アイヌ人」は第4表に示した件数を合計したものである。「手伝い」は、和人の二八取漁民が動員された件数であり、鯨漁業や鯨加工、それに運上屋の普請等に1日に数十人の規模で動員されるものが含まれている。この表からいえることは、やはり運上屋の経営の中心をなす漁労・船（弁財船の入港時の荷役等）・普請（焼失した運上屋と倉庫群の再建）・役所御用・運上屋の経營業務等の作業に占めるアイヌ人の分担量は少ない。一方漁獲物の加工、漁獲物・木石の運搬、材木の伐出し、各種の山仕事、運上屋周辺の雑用等に占めるアイヌ人の分担量は、かなりの比重を占めていることがわかる。

注目すべき点は、鯨漁の開始直前から鯨加工がほぼ終了するまでの3ヵ月間に、他の場所よりかなりのアイヌ人が雇い入れられていることである。慶応2年（1866）の場合、運上屋は正月19日からサル場所の請負人メ印（山田文右衛門家の屋号）や㊦印（店名不明）にアイヌ人派遣の交渉をはじめ、2月6日に次のようにサルのアイヌ人10人を高島場所に迎えている（以下の引用は「運上家諸用日記」による）。

「二月六日 久次郎土人迎として、メ㊦印へ差遣て、（中略）九ッ半時メ土人

12) 和人を含めた運上屋全体の具体的な作業状況については、前掲論文、長谷川伸三「幕末期西蝦夷地における場所経営の特質—西川家高島場所の事例—」の第9表参照。

第5表 慶応2年(1866)1～12月、高島場所運上屋の管轄下における全作業状況(件数)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
漁 労	5(ア1)	11	11	8	2(ア2)	2(ア2)	1	9 (手1)	9(ア2)	7	1(ア1)	—	65(ア8) (手1)
加 工	—	23(ア2) (手2)	13(ア1)	16(ア7)	13(ア3) (手3)	—	—	—	4(ア2)	4(ア3)	—	—	73(ア18) (手5)
船	3 (手1)	—	2	10 (手1)	8	23	9	13	3	8(ア1)	—	1 (手1)	80(ア1) (手3)
運 送	3(ア1) (手2)	1(ア1)	5 (手3)	12 (手6)	15(ア4) (手3)	2(ア1)	4	4(ア1) (手1)	6 (手4)	5(ア3) (手4)	1 (手1)	4(ア2) (手1)	62(ア13) (手22)
材 木	5(ア3)	9(ア4)	1	9(ア3) (手3)	4	8(ア3)	10(ア7)	1(ア1)		2(ア1) (手1)	4(ア3)	1(ア1)	54(ア26) (手4)
山	3(ア1)	4(ア3)	7(ア7)	2(ア2)	3(ア3)	1(ア1)	—	—	10(ア7)	1(ア1)	2(ア1)	—	33(ア26)
普 請	1(ア1)	6(ア1)	10(ア1) (手5)	19 (手9)	16 (手4)	17 (手5)	18 (手2)	8 (手2)	22 (手7)	9 (手4)	—	15 (手7)	142(ア3) (手45)
御 用	3	1	3 (手2)	5 (手3)	4 (手1)	2	3	8(ア1)	1	10(ア1) (手4)	6(ア2) (手1)	5 (手3)	51(ア4) (手14)
運上屋	3	—	5	4	11(ア2) (手1)	3	1	7	—	—	3(ア1)	5	42(ア3) (手1)
雑	16(ア9)	3(ア2)	7 (手2)	—	—	2(ア1)	2	3	12	9	4(ア1)	2(ア1)	60(ア14) (手2)
合 計	42(ア16) (手3)	58(ア13) (手2)	64(ア9) (手12)	85(ア12) (手22)	76(ア14) (手12)	60(ア8) (手5)	48(ア7) (手2)	53(ア3) (手4)	67(ア11) (手11)	55(ア10) (手10)	21(ア9) (手2)	33(ア4) (手12)	662(ア116) (手97)

[注] (ア1), (手1) はアイヌ人, 二八取漁民の手伝いがそれぞれ主に分担した作業の件数を示す(内数)。件数の把握は第4表と同じ方法による。手伝いは史料に「手伝い」と明示されたものに、「人足」のうち二八取漁民の手伝いとほぼ同じとみなせるものを加えた。  
[史料] 慶応2年「運上家諸用日記」(越崎宗一〔1963〕所収)。

拾人着いたし、名前左之通り。

イヤルマカ・ヌサアツテ・リカントイ・コタルシュウ・レクアニ・イカシカウシ・レワクサン・ウカイセエ・若女クツタリ・女アヌヌレ  
右番人衆同道ニ而参り候事。』

運上屋は翌日これらのアイヌ人をテミヤ・ムマヤ両番屋へ配分している。ついで下記のように、2月8日にはシラオイのアイヌ人8人、2月10日にはサル  
のアイヌ人の追加分を迎えている。

「二月八日 甚助メシラヲイ土人迎として差遣し候事。シラヲイ土人参着、名前左ニ、

小使カフクレ子・全エヒシランケ・カタシユク・フチタニクル・イタク  
ロ・シユクフコラン・イタクシユクフ・コトロリシテ、メ八人。

当春右人数丈ケ下り、書状並御添触取持ニ而、番人付添参り候事。

二月拾日 兵七フレシユマ、メ出稼所へ土人迎として差遣ス候事。土人イタ  
キシコロ代り、トサントッカ外ニ先廻り、人数不足壱人、ヲシトレハ式人  
着いたし、大野村雇三人、テミヤ番屋へ相廻し、運上家並ニ番家人数相極  
り候事。』

こうして2月10日までに、サル（日高地方の沙流）のアイヌ人18人（内女2人）とシラオイ（白老）のアイヌ人8人の合せて26人が導入されている。これに地元のアイヌ人2人を加えて、運上屋に16人、場所内のテミヤ・ムマヤの各番屋に各6人が配置され、共に鯨の加工に従事させられている。

彼等は4月24日のオムシャで土産物を与えられ、さらに賃金に相当する現物を受取って、数日以内に引揚げている。

「四月廿五日 シラヲイ土人引払。

土人八人、付添番人末吉、御切手相渡ス。

引払遣ス品

小使

染木綿半反	但小使役ハ	エヒシランケ
地廻り蓑式把		カフクン子
色小伝甫甘わ	染木綿壱反	セタシユクコ

雇土人	草鞋五足	半反増	イタラシユクフ
壺人付ニ	玄米貳升		フクマチ
	外割鯡貳束	永代帳	コトロクテ
	清酒壺盃	壺本増	ナベ
	濁酒五合		ハマラエ
	間切壺枚	メ	メ八人

番人喜太郎差添，引払為致候事。御切手・書状共，喜太郎へ為持差遣ス候事。

四月廿六日 メ土人男女二人引払之事。定例シラヲイ同様，酒並ニ産遣ス候事。兵七穂足内へ出候序ニ，御礼申上ル。』

以上をまとめると，高島場所でのアイヌ人の労働力は，場所外から鯨漁期を中心に一定期間雇い入れられる者と場所内の者とからなっている。後者は数名が場所外からの雇い入れに準じて扱われ，他は1年間を通して運上屋の夫役的労働に駆使されていた。運上屋全体の労働力編成のなかでは，アイヌ人の労働は，主に漁獲物の加工，山仕事，運搬，運上屋周辺の雑用等の補助的で単純な作業に向けられていたのである。

## 5 アイヌ人の抵抗

場所請負人の支配下におかれ，運上屋の漁場労働に駆使されていたアイヌ人は，時に逃亡等の手段で抵抗を示した。慶応2年（1866）の高島場所「運上家諸用日記」によれば，「正月十六日，スツツ通辞吉兵エ殿，小使役土人壺人連れ着。此度土人男女貳人，スツツより逃去候由，尋として参り候。右ニ付惣浜中尋方として，松右エ門差し遣し候得共，見当り不申帰り，吉兵エ殿止宿之事」とあり，西蝦夷地スツツ（寿都）場所の通辞が，同場所より逃亡した男女2人のアイヌ人を追求して，役付きのアイヌ人をつれて，高島場所にやってきた。運上屋はこれに協力して場所内の点検を行ったが，該当者を発見できず，スツツ場所の通辞は翌日立ち去っている。

また4月7日には，高島場所のアイヌ青年セホキが出奔したため，同人の兄

ヤンケは、同月14日隣接小樽内のカツナイ山・ヲコハチ山周辺での探索を命じられている。さらに「五月六日、土人ヤンケ・ヲコエ・サンタ、飯米・草鞋為持、昨日（ママ）逃去之セホキ穿鑿として差遣ス候事。但しユウフツ辺迄差向ル」と、ヤンケは他の2人のアイヌ人とともに、太平洋側のユウフツ（勇払、現苫小牧市）に派遣されている。

5月12日運上屋はセホキの逃亡を小樽内御用所に届け出ている。「五月廿四日、兵七御用所へ、セホキ尋方、番人音吉・小使ヤンケ同道、御用所罷出御添鑑頂戴、直様ヲタルナイより出立之事」と、24日あらためてヤンケに和人の番人が同行して探索に出発し、「六月四日、シラヲイ行セホキ尋方、番人音吉・小使ヤンケ兩人、セホキ引連れ帰場いたし、先休息為致置く」と、太平洋側のシラオイ（白老）でセホキを見つけ、6月4日に高島場所に連れ戻っている。運上屋は功績をあげたヤンケに酒を与え、セホキには謹慎を命じている。「六月六日、昼過平田様・藤田様御兩人、セホキ一条ニ付御出役ニ相成、乙名・小使、逃去ノセホキ呼出し、一通御尋ニ付、心得違之義ニ而ケ様之義出来仕候、何卒御宥免なりて御免被仰付度願出ニ付、御聞濟ニ相成候事」と、小樽内役所の役人が出張して、2ヵ月ぶりに一件落着となっている。

ちなみに、このヤンケ・セホキ兄弟の系統を第3表で見ると、天保15年（1844）に平乙名エカサンテ（60歳）の恠エカンラエ（39歳）と同妻シヨレン（27歳）の5人の子供のうち、3番目にヤンケ（8歳）、4番目にセホキ（6歳）の名が見える。ところが12年後の安政3年（1856）には、ヤンケ（20歳）は平蝦夷ワツカク（40歳）の娘クラコ（16歳）の贅となり、セホキ（18歳）は亡父エカサンテの恠の平乙名キトラム（26歳）の弟として留まっている。文久2年（1862）には、ヤンケ（26歳）は戸主（脇小使）となり、妻はエカシロマツ（26歳）に替っているが、弟のセホキ（24歳の筈）の名は見えない。慶応4年（1868）では、セホキ（セエホキ、29歳）は独身で、兄の惣小使ヤンケ（31歳）・エカシラマツ（32歳）夫妻の家に同居している。さらに明治4年（1871）には、第3節に例示した戸籍の「惣小使、也武牙、辛未年三十四」がヤンケ、「実（ハ）佐武多（ノ）弟、弟、千牡計、年三十二」がセホキである。

以上のように、ヤンケ・セホキ兄弟の家族は、他のアイヌ人の家族と同様に、複雑な離合集散の過程をたどっている。なおセホキは、文久2年前後には他の場所、たとえば太平洋岸の白老方面に出稼ぎに行っていたことも考えられ、彼が逃亡先に白老を選んだのも、そうした縁故によったのであろうか。幕末期の場所経営は、アイヌ人の労働力の減少とともに、彼等の逃亡等による消極的な抵抗にも悩まされていたのである。

### むすびにかえて

高島場所におけるアイヌ人の人口減少は、明治期にはいって一層加速され、明治4年(1871)には家数7・人数25(男16・女9)になっている。開拓使は明治5年6月東京の開拓使仮学校附属の北海道士人教育所と開拓使官園にアイヌ人男女27名を派遣した。同7年7月アイヌ人生徒のうち、5名の帰省と20名の帰郷が許された。この帰郷者20名(男14・女6)のうち、高島郡から派遣された者は、男新吉(新太とも)・八之助、女た満・すやの4名である。なお新吉は学業成績上等、八之助は中等で、上等の男子7名は「似合ノ場所へ御使役」の予定とされている。<sup>13)</sup>これにより、高島場所のアイヌ人のその後の消息の一端を知ることができる。

〔付記〕小論の概要は、1985年9月29日に社会経済史学会1985年度全国大会(北海道大学で開催)の自由論題として報告した。報告に際して御高評を頂いた各位に感謝したい。またデータの整理を援助してくれたゼミナリステン(1984年3月卒業)に感謝したい。さらに小論の分析の対象とした西川家文書の利用に際し、長年御便宜を頂いた小樽市博物館にも深謝したい。

#### 〔参考文献〕

- 『高島町史』(高島尋常高等小学校, 1941年)。  
『小樽市史』第1巻(小樽市, 1958年)。

13) 北海道大学編『北大百年史』札幌農学校史料1(ぎょうせい, 1981年) p.41, p.76, p.148, p.153~155。北海道大学編『北大百年史』通説(ぎょうせい, 1982年) p.22。

越崎宗一著『鯉場史話—郷土史ノート—』（北海道地方史研究会，1963年）。

高倉新一郎著『新版アイヌ政策史』（三一書房，1972年）。

田端宏「場所請負制度崩壊期に於ける請負人資本の活動—西川家文書の分析—」1・2  
（『北海道教育大学紀要』第24巻第1・2号，1973・74年）。

佐々木利和「強制コタンの変遷と構造について—とくにアブタ・コタンを中心に—」（『法  
政史学』第30号，1978年）。

上村雅洋「近江商人西川伝右衛門家の松前経営」（滋賀大学経済学部附属史料館『研究  
紀要』第18号，1985年）。

海保嶺夫「アイヌ固有名の「和風」化—「創氏改名」事始め—」（同著『列島北方史研  
究ノート—近世の北海道を中心として—』北海道出版企画センター，1986年）。

〔追記〕小論脱稿後，以下の諸点の追究が不十分であったことを反省しており，将来改稿の際に再検討したい。

第1に第2次幕領期のアイヌ人同化政策は，松前藩政下の場所請負人によるアイヌ人の取扱いの恣意性を規制し，和人のアイヌ人対策の新しい段階を示すものとみられるので，松前藩政下のアイヌ人対策との異同を明確にする必要がある。

第2にアイヌ人戸口の漸減状況を正確に把握し，その要因を明らかにするために，各年度の年齢別人口構成，各年度間の出生・死亡・結婚数とその比率，子供を生産しうる夫婦の数とその比率等を集計し，これらに大きな変化が起った時期を明らかにする必要がある。

第3にアイヌ人の家族構成の時系列的追跡（第3表）に関して，一部の家族については，母系制の観点を導入して再検討すれば，家族構成員の複雑な離合集散とみられる現象も，一貫性のあるものと理解できるものと思われる。ともかく，日本人の近世・近代社会の家族概念にとらわれない分析視角をとる必要がある。

（1986年11月18日）